建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和８年４月24日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　城陽ダイキン空調株式会社　門脇　年治　大阪府大阪市東成区玉津１―10―30　国土交通大臣許可（般特―３）第2938号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年４月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和８年５月12日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　中條建設工業株式会社　中條　昌彦　兵庫県尼崎市尾浜町１―34―９　国土交通大臣許可（般特―７）第549号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年５月12日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和８年５月13日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　住友電気工業株式会社　井上　　治　大阪府大阪市中央区北浜４―５―33　国土交通大臣許可（特―７）第5215号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年５月13日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和８年５月18日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ガス保安検査株式会社　市田　功司　大阪府大阪市中央区本町３―６―４　国土交通大臣許可（般―３）第26240号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　令和８年５月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年７月７日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

１　処分をした年月日　令和８年５月21日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＡＤブレイン　額谷　浩史　大阪府大阪市西区立売堀１―９―23　国土交通大臣許可（般―６）第25727号